

社会福祉法人草加市社会福祉協議会ふれあい・いきいきサロン事業運営費
補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人草加市社会福祉協議会ふれあい・いきいきサロン事業実施基準要領（平成19年7月1日施行。以下「要領」という。）の定めに基づき、ふれあい・いきいきサロン事業を実施する団体に対し、その事業運営経費の一部を補助金として交付することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象経費)

第2条 この補助金の対象となる経費は、次のとおりとする。

(1) 会場費

事業活動に伴う会場、施設などの使用料

(2) 運営費

ア 講師等に支払う謝礼及び交通費等（外部講師に限る。）

イ 消耗品、事務用品、材料費等

ウ 机、椅子、家電などの備品等

エ 案内などの郵送料等

オ 必要な書類、関係資料、広報紙等の印刷代等

カ サロン参加者の保険加入に係る費用

キ その他、社会福祉法人草加市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）会長が認める経費

(3) 開設費

開設までに掛かる経費のうち、前号と同様の経費

2 前項に規定する補助金が対象としない経費は、次の通りとする。

(1) 人件費

(2) アルコール類及び食事・外食にあたる経費（ただしお茶菓子については、材料費として対象経費とする。）

(3) 個人に帰属する経費（個人の所有や権利になる経費）

(4) その他、市社協会長が適当でないとする経費

(補助金交付額)

第3条 補助金交付額は、前条に規定する経費とし、次に掲げるところによるものを上限とし、毎年度予算の範囲内において会長が定める額とする。

(1) 前条第1項第1号に規定する会場費のうち、有料施設の使用にあつては、月1回に限り2,000円を限度とし、その実費とする。

- (2) 前条第1項第1号に規定する会場費のうち、個人宅の開放の使用にあつては、月回に限り500円とする。
- (3) 前条第1項第2号に規定する運営費については、サロンを開催した月の開催1回目の参加者数（スタッフを含む草加市内に在住、在勤又は在学している者）の合計を開催した月数で除した平均参加者数1人当たり500円、上限40人とし、年1回に限る。
- (4) 前条第1項第3号に規定する開設費については、サロン開設時に1団体1回に限り10,000円を限度とし、その実費とする。
- (5) 事業活動に伴う災害補償保険料については、市社協が一括加入し、その保険料を補助する。

(交付申請)

第4条 補助金を受けようとする団体は、次の書類を添えて、社会福祉法人草加市社会福祉協議会ふれあい・いきいきサロン事業運営費補助金交付申請書（第1号様式）を市社協会長に提出しなければならない。

- (1) 事業活動計画
- (2) 開設時備品・調度品等購入計画（ただし、第2条第1項第3号に規定する開設費を申請する時に限り提出する。）

(交付決定)

第5条 市社協会長は、前条に規定する申請書を受理したときは、速やかに申請内容を審査し、その可否を決定しなければならない。

- 2 前項の規定により、交付を決定したときは、社会福祉法人草加市社会福祉協議会ふれあい・いきいきサロン事業運営費補助金交付決定通知書（第2号様式）により、団体に通知するものとする。

(概算払)

第6条 市社協会長は、事業の進捗を図るため必要があると認められるときは、補助金交付決定額のうち必要と認められる額で補助金の概算払をすることができる。

(交付の請求)

第7条 補助金の交付の請求をしようとする団体は、社会福祉法人草加市社会福祉協議会ふれあい・いきいきサロン事業運営費補助金交付請求書（第3号様式）を市社協会長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により、交付の請求ができるのは、要領第6条の規定により登録承認が決定された日以降とする。

(事業報告)

第8条 補助金の交付を受けた団体は、当該補助金交付事業の終了後速やかに社会福祉法人草加市社会福祉協議会ふれあい・いきいきサロン事業運営費補助金交付事業報告書(第4号様式)により、市社協会長に報告しなければならない。

(交付額の確定及び精算)

第9条 市社協会長は、前条の規定による報告書の提出を受けた場合、当該報告書の内容を審査し、交付すべき補助金等の額を確定し、社会福祉法人草加市社会福祉協議会ふれあい・いきいきサロン事業運営費補助金交付額確定通知書(第5号様式)により、団体に通知するものとする。

2 補助金の確定した額と概算で交付した額とに差額が生じた場合は精算するものとする。

(取消及び返還)

第10条 市社協会長は、補助金の交付を受けた団体が次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金の交付を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 団体が解散したとき。
- (2) 虚偽の申請があったとき。
- (3) 団体予算が著しく減少したとき。
- (4) その他不正な行為があったとき。

(重複受給の禁止)

第11条 この補助金は、他の要綱等の補助金と重複して受けられないものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市社協会長が別に定める。

附 則

(施行日)

1 この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

(要綱の廃止)

2 社会福祉法人草加市社会福祉協議会ふれあい・いきいきサロン事業実施要綱(平成15年4月1日施行。以下「旧要綱」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の際旧要綱の定めにより、補助金の交付申請、交付決定、交付請求等

の手續にあったものは、なお効力を有する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月24日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(別表)

補助対象経費	補助額	補助上限額	補助回数等
会場費	自宅 500円 施設 実費	自宅 500円 施設 2,000円	月1回まで
運営費	年間平均参加者数一人当たり 500円	20,000円	年1回まで 最大40人まで
開設費	実費	10,000円	開設時1回まで